

議員提出議案第2号

広域行政調査特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年10月5日

羽曳野市議会

議長 花川 雅 昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

上 薮 弘 治

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

笹 井 喜世子

提 案 理 由

都市行政は、一地方自治体の範囲にとどまらず、近隣市と相提携して、広い見地から処理することによって社会経済の進展に即応することが出来、より一層の行政効果が発揮できると考えられる。よって広域行政について審査及び調査をするため、本特別委員会を設置する。

広域行政調査特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

記

1. 名 称 広域行政調査特別委員会とする。
2. 定 数 7名とする。
3. 審査及び
調査事項 近隣市との広域的な行政問題について
4. 期 限 3に掲げる調査が終了するまで閉会中も調査を行うものとする。

議員提出議案第3号

駅前整備開発特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年10月5日

羽曳野市議会

議長 花川雅昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

上 薺 弘 治

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

笹 井 喜世子

提 案 理 由

羽曳野市内に在る近鉄5駅の駅前整備開発に関することについて審査及び調査するため、本特別委員会を設置する。

駅前整備開発特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

記

1. 名 称 駅前整備開発特別委員会とする。
2. 定 数 8名とする。
3. 審査及び
調査事項 羽曳野市内に在る近鉄5駅の駅前整備開発に関することについて
4. 期 限 3に掲げる調査が終了するまで閉会中も調査を行うものとする。

議員提出議案第4号

公共施設建設整備特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年10月5日

羽曳野市議会

議長 花川 雅 昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

上 薮 弘 治

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

笹 井 喜世子

提 案 理 由

公共施設の建設及び既設公共施設の整備について審査及び調査をするため、本特別委員会を設置する。

公共施設建設整備特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

記

1. 名 称 公共施設建設整備特別委員会とする。
2. 定 数 8名とする。
3. 審査及び
調査事項 公共施設の建設及び既設公共施設の整備について
4. 期 限 3に掲げる調査が終了するまで閉会中も調査を行うものとする。

議員提出議案第 5 号

交通安全対策特別委員会の設置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び羽曳野市議会会議規則（昭和 56 年羽曳野市議会規則第 3 号）第 13 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和 3 年 10 月 5 日

羽 曳 野 市 議 会

議 長 花 川 雅 昭 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

上 薮 弘 治

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

笹 井 喜世子

提 案 理 由

毎年痛ましい交通事故により、市民の尊い生命が失われていることから、このような不慮の災害を防止することが急務である。児童はもとより、市民が安心して生活できるよう、この激増する交通事故に対し抜本的解決に本腰を入れて取り組む必要がある。以上のことから、これらに関し審査及び調査をするため、本特別委員会を設置する。

交通安全対策特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

記

1. 名 称 交通安全対策特別委員会とする。
2. 定 数 7名とする。
3. 審査及び
調査事項 増加する交通事故に対して、抜本的解決をはかることについて
4. 期 限 3に掲げる調査が終了するまで閉会中も調査を行うものとする。

議員提出議案第6号

議会改革特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年10月5日

羽曳野市議会

議長 花川 雅 昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

上 薺 弘 治

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

笹 井 喜世子

提 案 理 由

より開かれた議会を目指し議会組織、運営、諸制度等の改革をはかることについて審査及び調査するため、本特別委員会を設置する。

議会改革特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

記

1. 名 称 議会改革特別委員会とする。
2. 定 数 7名とする。
3. 審査及び
調査事項 より開かれた議会を目指し議会組織、運営、諸制度等の改革をはか
ることについて
4. 期 限 3に掲げる調査が終了するまで閉会中も調査を行うものとする。

議員提出議案第7号

世界遺産・日本遺産に関する特別委員会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

令和3年10月5日

羽曳野市議会

議長 花川 雅 昭 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

上 薮 弘 治

金 銅 宏 親

笠 原 由美子

松 井 康 夫

笹 井 喜世子

提 案 理 由

古市古墳群や竹内街道を生かしたまちづくりの取り組み強化、促進を図るなど、世界遺産・日本遺産に関する事項を審査・調査するため特別委員会を設置する。

世界遺産・日本遺産に関する特別委員会の設置について

標記特別委員会を下記要領により設置する。

記

1. 名 称 世界遺産・日本遺産に関する特別委員会とする。
2. 定 数 7名とする。
3. 審査及び
調査事項 古市古墳群や竹内街道を生かしたまちづくりの取り組み強化、促進を図るなど、世界遺産・日本遺産に関する事項について。
4. 期 限 3に掲げる事項が終了するまで閉会中も審査・調査を行うものとする。
5. 経過措置 平成29年10月4日設置の古市古墳群世界文化遺産登録特別委員会は廃止する。